

照会書 及び 再申入書

令和5年7月4日

〒460-0011

名古屋市中区大須2-10-45

大須ステーションプラザ7階（担当窓口）

株式会社 EVANESS

代表取締役 大 森 輝 英 様

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55ほくろビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四 彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

当法人のカロリートレードサッポロこと吉川隼生氏に対する令和5年3月13日付け申入書（以下「申入書」といいます。）に関して、貴社から令和5年4月付け回答書（以下「回答書」といいます。）をいただきました。下記のとおり、回答書につき照会を行うとともに、再申入れを行います。

記

第1 回答書に関する照会

1 照会事項

- (1) 貴社が回答書及び今後の書面にて表明される契約条項の使用中止（削除）及び改訂等は、貴社が運営する全てのトレーニングジム及びフランチャイズシステムの加盟店において同様の契約条項がある場合にも使用中止（削除）

及び改訂等される、という理解でよろしいかどうか、回答ください。

- (2) 貴社は、貴社が運営されるトレーニングジム及びフランチャイズシステムの加盟店において利用されている契約条項につき、書面にて開示してください。

2 照会の理由

- (1) 当法人のカロリートレードサッポロこと吉川隼生氏（以下「カロリートレードサッポロ」といいます。）に対する契約条項の使用中止及び改訂の申入れに対して、別人格の貴社から一定の契約条項につき使用中止（削除）及び改訂等の回答がありました。貴社にカロリートレードサッポロが消費者との間で使用する契約条項を設定及び変更する権限がなければ、貴社は使用中止や改訂等ができませんから、貴社の回答はカロリートレードサッポロの契約条項の使用中止及び改訂等の表明と考えられます。
- (2) 貴社のホームページによれば、貴社はカロリートレードサッポロ以外にもトレーニングジム及びフランチャイズシステムの加盟店を有しておられます。貴社が使用中止及び改訂等を回答された契約条項は、カロリートレードサッポロの場合と同様に、貴社が運営されるトレーニングジム及びフランチャイズシステムの加盟店においても、やはり使用中止及び改訂等をなされるべきものと考えられます。
- (3) そこで、貴社が回答書及び今後の書面にて表明される契約条項の使用中止（削除）及び改訂等は、貴社が運営する全てのトレーニングジム及びフランチャイズシステムの加盟店において同様の契約条項がある場合にも使用中止（削除）及び改訂等される、という理解の確認のため、照会事項のとおり照会します。
- (4) また、当法人は、貴社に対して、令和4年7月19日付け及び10月13日付けで照会書をお送りし、契約条項の開示を求めています。今後の申入れにおいて、貴社と当法人との認識に食い違いが生じないように、書面にて契

約条項の開示をされるよう照会します。

第2 貴社に対する再申入事項

- 1 貴社が運営する全てのトレーニングジム及びフランチャイズシステムの加盟店において、貴社が消費者との契約に関して利用されている利用規約のうち、再申入れの理由に記載した各条につき、その使用を中止して、改訂されるように再度、申入れます。
- 2 回答書において使用中止（削除）及び改訂を表明された契約条項とともに、削除及び改訂された後の利用規約を書面にて当法人に送付してください。あわせて改訂日を当法人に書面にてご連絡ください。

第3 再申入れの理由

1 第4条

貴社の回答は、第4条に関して改訂されないという趣旨の回答と思われます。しかし、第4条は、申入書のとおり、入会金、会費及び利用料等の変更を貴社の「必要に応じて」一方的に変更できるとすると解するほかなく、消費者契約法10条に該当します。貴社自身、「原則として、契約期間中に料金を改訂することはありません。」としており、そうであれば、第4条を改訂されても貴社にとって問題はないと考えられます。なお、貴社は、第4条が「契約を更新する際において」の規定とされますが、利用規約において契約の更新を定めた規定は見当たらないように思われます。

3 第9条

- (2) 民法88条2項の定める法定果実とは、元物が「物」であるか「権利」であるかによって適用を異にすることはなく、契約関係を媒介として受けるべき金銭その他の物（代替物）の請求権と解されています。この法定果実の收取につき基礎たる法律関係の存続期間によることを定めたものが民法89条

2項の趣旨と解されています（川島武宜「民法総則」（有斐閣、昭和48年）148頁参照）。

貴社が運営するスポーツジム及びフランチャイズシステムの加盟店と消費者との間の契約は、消費者がスポーツジム及びフランチャイズシステムの加盟店の施設を利用し、その対価として消費者がその料金（会費）を支払うことを内容としています（利用規約2条）。施設利用権とその料金の法律関係につき民法89条2項の類推適用とすることは可能であり、施設利用の期間中の料金につき日割計算することが民法の原則であると解されます。

貴社は、会員が契約の解約を申入れる場合に当月分の会費全額を支払うとしても消費者によって著しく不利益ではないとされますが、カロリートレードサポロのホームページの記載によれば、短期集中プランは1か月11万円からの料金で、月プランであっても回数によりますが2万4200円又は3万2780円からの料金であり、その精算の問題は消費者にとって重要な問題です。改めて、第9条の解約月の精算方法につき再検討されるよう申入れられます。

4 第11条

貴社は、第11条「原則として、入会后いかなる場合も返金致しかねます。（短期集中プランの全額返金保証を除く）」に加えて、「但し、当社の事情により施設を利用することができない場合を除きます。」との但書を挿入するとの改訂をされるとされています。

しかし、この改訂では消費者としてはどのような場合に利用料が返金されるのかが明らかではありません。消費者契約法3条1項1号は、事業者の義務として「消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が、その解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易なものになるよう配慮すること。」とされています。具体的に利用料が返金される場合を明示されるように申入れられます。

5 第13条

貴社から回答いただいたとおり、「少数回の違反会員のスタジオ利用を制限することを避けるために、当日予約のキャンセルの回数を制限的に運用することを検討」されるのであれば、その当日予約のキャンセルの回数を明示されるほか、申入書で申入れたとおり、当日予約のキャンセルが一定回数に達した会員に対して是正の催告等の手続を規定することに問題はないと考えられますので、再検討されるよう申入れます。

6 第14条

(2) 第14条の「また、入会中妊娠された場合、その利用を制限します。」との記載について、申入書に記載した当法人の見解は次のとおりです。

貴社は、消費者の妊娠との理由をもって、妊娠された消費者が貴社の施設を利用することを制限し、第14条が「(会員資格の喪失)」との表題でもあり会員資格の喪失までも含むおそれがあります。妊娠は消費者の責めに帰すべき事由ではないので、妊娠を理由として債務の履行を拒絶し、又は契約を解除するには、少なくとも合理的な理由が必要であり、合理的な理由がないのであれば妊娠を理由とした差別と言わざるを得ません。公益社団法人日本産科婦人科学会作成の「産婦人科診療ガイドライン産科編2020」CQ107（99頁以下）では、一定の場合を除いて妊娠中に有酸素運動（スポーツ）を行うことが好ましいなどとされており、妊娠された方が運動を行うために貴社の施設の利用を一律に拒否されるべき合理的な理由はないように思われます。また、申入書にも記載しましたとおり、貴社の利用規約では、妊娠された方に対してどういった施設についてどの程度、利用を制限するのか、不明確です。貴社としては、健康上の配慮による制限と主張されていますが、そうであればより具体的に健康上の配慮を目的としてどのような制限をされるのか、利用規約に制限の内容を記載されるべきと考えられます。

ただ、貴社の回答書によれば、貴社では貴社が運営されるスポーツジム及

びフランチャイズシステムの加盟店において、妊娠された消費者に対して提供するプログラムもなく、役務自体ができない趣旨を表明されました。そうであれば、貴社は、妊娠された消費者の希望に応じて、貴社にて未履行分の料金を返金したうえで消費者に不利益なく退会ができるようにするか、休会として後日、何らの不利益がない形で再び施設を利用できるようにするなどの具体的な条項を利用規約で明記されるよう、申入れます。

8 第16条

第16条に関する貴社のご回答には、「施設の運営管理」と「プログラムの時間割の変更」といった異なる内容が含まれているように思われます。貴社にて定型約款を定めてこれを変更するには、民法548条の2以下の規定に従う必要があります。貴社が第16条に定める規則が消費者との間の契約ではないとされるのでしたら、第16条に定める規則が具体的にどのような規則であるのか、開示してください。

9 第22条

貴社は、回答書において第22条につき、「但し、会員に帰責事由が認められない場合、会員は賠償責任を負わない。」と改訂される予定とされています。しかし、予定されている改訂案では、申入書に記載した民法709条に関する責任について言及がありません。また、「帰責事由が認められない」とありますが、認めるかどうかの主体が貴社であるかのように読める記載になっており、そうであれば契約内容の解釈権を事業者が有することになり問題があります。改訂案の表現について再度検討されるように申入れます。

11 第24条

- (1) 第24条に関して、申入書に記載したとおり、客観的な事実によるのではなく、「当社が判断した時」、「当社が必要と認めたとき」といった事業者の判断によって債務の履行拒絶や契約の終了ができるとする契約条項では、消費者契約法10条に該当して無効であると言わざるを得ません。回答書において改訂を

予定されている条項も「当社が判断した時」とされており、修正されるよう申入れます。

- (2) また、第24条「施設を閉鎖するときは、当社は損害賠償等の責任を負うことなく、会員との契約を解除することができます。この場合会員はその他名目の如何を問わず、損害賠償責任などの意義（注：異議の誤記と思われる。）申し立てをすることができません。」との記載につき、回答書では「この場合」以下の文章を削除されるとしています。しかし、そうすると「この場合」よりも前の「施設を閉鎖するときは、当社は損害賠償等の責任を負うことなく、会員との契約を解除することができます。」との一節は改訂されないこととなります。貴社改訂後の第24条であっても、事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する内容を含んでおり、消費者契約法第8条1項1号に反して無効です。また、事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する内容も含んでおり、消費者契約法第8条1項3項にも反して無効です。「施設を閉鎖するときは、当社は損害賠償等の責任を負うことなく、会員との契約を解除することができます。」との一節についても改訂されるように申入れます。

1.3 第29条

回答書において、第29条を改訂されるとされていますが、具体的な改訂後の契約条項案を開示されますよう、申入れます。

第4 回答の期限など

以上の照会の回答と再申入れに対する貴社の回答を、令和5年8月7日までに、書面にて、当法人事務所までご送付ください。貴殿からのご回答の有無及びご回答・ご報告いただいた場合のそれらの内容は、当法人の活動目的のためにホームページ等にて公表させていただきますので、あらかじめ申し添えます。

謹白